

未成年の申請について

- ・ 未成年（満18歳未満）の方が、申請をする場合、申請書裏面に父母いずれかの親権者（法定代理人）の署名が必要です。 ※詳しくは[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 親権者が遠隔地に在住しているため申請書に署名することができない場合、親権者の署名のある[同意書／Letter of Consent](#)が必要となります。
- ・ 申請の際には、親権者の米国滞在資格も確認させていただきますので、日本のパスポートと米国滞在資格が確認できる書類（詳細は[こちら](#)）をご持参ください。
- ・ 代理署名について
6歳以上は必ず所持人が記入、未就学児（おおむね6歳未満）法定代理人が以下のように代筆してください。
代筆の場合は所持人氏名の下に代筆者の氏名および所持人との関係を記入してください。

日本語	英語
外務 太郎 外務 一郎(父)代筆	Taro Gaimu By I.Gaimu (Father)

- ・ 父母の双方が未成年者の親権を有する場合に、一方の親権者が、子を他方の親権者の同意を得ずに国外に連れ出した場合、刑罰の対象となる可能性がありますので、ご注意ください（詳細は[こちら](#)）。